

---

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（斉藤 重君） 日程第1、議案第21号 平成24年度松崎町一般会計補正予算（第5号）についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第21号は、平成24年度松崎町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（総務課長 金刺英夫君 提案理由説明）

○議長（斉藤 重君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○5番（高柳孝博君） 27ページの3目の環境衛生費の所なんですけど、住宅太陽光発電システム設置事業、これは補助金になっていると思うんですけど、これが何件くらい本来予定していて、実際できなくて減ってしまったことだと思うんですけど、何件くらい予定していて、実績がどれだけだったのかというのが1点です。

2点目は、5ページの総務費のまちづくり事業費のところ、マスコットキャラクターの製作事業というのがあって、これは繰越しになるようですけど、効果のあることであればスピードを上げてもっとやれば、ほかのイベントにも使えたのではないかと思いますので、そのあたりは何か事情があったかどうか。

あと、もう1点、歳入の所で2ページの所ですけど、たばこ税の所ですけど、たばこ税がほかのところはどんどん減っていつているのに、たばこ税だけが450万円の補正になってきた。これは単純な見込み違いということなのか、それとも、何かのシステムとかの変更があったかどうか、3点をお願いしたいと思います。

○生活環境課長（斉藤昌幸君） それでは、高柳議員の1点目の質問の太陽光システム補助事業の関係でございますが、△50万円ということで、当初は10基、200万円ということで計画をしておりましたが、申込みとかが少なくなりまして、見込みとして8基、2基減という形でマイナス50万円とさせていただきました。

○企画観光課長（山本 公君） まちづくり事業の関係で、マスコットキャラクターということでございますが、繰越明許ということで処理をさせていただいております。

議会の勉強会等でご報告させていただいておりますけれども、募集が秋の時期に行わせていただきまして、初めての試みだったものですから、募集期間をちょっと長く、2カ月くらいを取らせていただきました。

その審査につきましては、議会臨時会がありました、1月25日にさせていただきました、その結果、大阪の方で決定させていただいたわけですが、その後、著作権の譲渡の関係あるいは文化庁の方へ登録申請をかけておりまして、著作権登録の手続きをしております。著作権登録の関係も時間がちょっとかかっておりますが、この辺の関係あるいはマスコットキャラクターを作製するにあたりまして2カ月くらいを要するということがあったものですから、誠に申し訳ございませんが、その関係で繰越しということにさせていただきたいと思っております。

○窓口税務課長（山本眞一郎君） 町たばこ税の関係でございますが、たばこ税につきましては、平成22年の9月分から値上げになっております。23年度は丸々上がった金額になっているわけですが、今年度の当初予算を作ります時に、やはり喫煙者が減っている関係がございますので、当初は前年の90パーセントをみたわけですが、12月末の実績を見ますと、やや増えているということで、前年実績の96パーセントを今回見させていただきました。以上です。

○議長（斉藤 重君） ほかにございませんか。

○9番（稲葉昭宏君） 産業建設課長は最後だから、産業建設課長に少しお伺いしようかなと思います。

繰越明許の関係なんですけれども、道路維持費で1000万円、こういうことになっていますが、この1000万円は補正であげたものだったか。

それで、もう一つ、これは法面の測量業務になっていますよね。そして、去年の5月に926万9400円、調査費を付けたよね。この時は、何かほかの方の工事費か何かを引っ張ってきたようなことだったかな。その2点をお願いします。

○産業建設課長（菊池三郎君） それでは、繰越明許の道路維持費の関係です。1000万円についてご説明をいたします。

議会の全協等で星山線の関係につきましては、いろいろご説明をしてきたところですが、当初、4月23日に災害が発生いたしまして、緊急に取り組まなければならないというような状況があったものですから、当初予算で持っている委託料の中で、発注させていただきたいということで、全協でご説明申し上げまして、その係る経費については、6月の補正予算で1000万円を計上させていただいたという経過でございます。

○9番（稲葉昭宏君） 6月の補正で1000万円上げた、じゃあ、その1000万円を消化しなかつ

たということか。

それじゃあ、926万9400円の随契でやった応用地質株式会社、これの金額はもう支払ってあるわけでしょう。そうすると、この1000万円はもう消化してあるということではないのか。

そうすると、これは、まだ繰越明許で1000万円、これは25年度に繰越すということになるわけだけど、926万円のこの随契でやったお金はどこから出したのか。

○産業建設課長（菊池三郎君） 契約につきましては、5月23日にさせていただきました。工期も当初は11月30日ということで発注していたわけですが、相手方となかなか話がまとまらないということで、11月27日に変更契約を締結させていただきました。工期をこの3月27日ということで、変更契約を結んでおります。この議会で承認を得られれば、繰越の承認が得られれば、変更契約を締結して、工期をまた長くするわけですが、発注いたしましたけれども、その係る経費については一切まだ業者の方には支払いをしておりませんので、繰越とさせていただきますということでございます。

○9番（稲葉昭宏君） そうすると、いま調停にでていますよね。調停にでているということになると、これが結局設計業務ができていないということは、要するに、事業にしても何にしても大体の数字の骨格がつかめていないわけだね。

そうすると、要するに、調停はあくまでも歩率のことになるわけだね。率の関係になるわけだ。負担率。金額は確定していないわけだから。そこら辺はどういうふうなことになるのかね。調停が現在進行中のわけだから。

○産業建設課長（菊池三郎君） この委託業務の内容につきましては、ほぼ終わっておりますけれども、あとは用地の関係が話がまとまらない。その部分はまだ内容的には残っております。内容的には。

お金の関係につきましては、まだ支出していませんし、調停の関係においては、内容があります。いま議員が言われるような割合ですとか、用地の提供ができるのかとか、工法については、町の提案しているものでいいのか、納得するのか、そういう内容で調停をいま進めているところでございます。

○議長（斉藤 重君） ほかにございませんか。

○2番（福本栄一郎君） 33ページをお願いします。消防費の関係ですが、ここの15節の工事請負費で、津波監視カメラ整備工事、マイナス300万円、緊急避難路等整備工事、マイナス200万円、入札差金等総務課長の方で説明がありましたけれども、最初の1点目としまして、津波監視カメラ整備工事の具体的な場所を教えてくださいませんか。それが第1点。

それから、緊急避難路等整備工事は、具体的にやった箇所を教えてくださいませんか。とりあえず、2点だけお願いします。

○総務課長（金刺英夫君） まず、1点目の津波監視カメラの場所の関係でございますが、これは、松崎町内では、まつぎ荘の屋上に設置します。それから、岩地、石部、雲見とそれぞれの地区におきまして、岩地では集落に入って間もない所に町内放送用のパンザマストがございますので、それに併設する予定でございます。それでいま進めております。

それから、石部につきましては、棚田の上から石部湾を見渡せるような形での設置というふうな形で棚田の上、それから、雲見につきましては、くじら館に併設をさせていただくというふうな形で、4カ所を予定しております。

それから、避難路整備工事の関係でございますが、これにつきましては、当初と言いましょか、予算の段階で避難路の入口の照明とかという形で説明したかと思えます。それらの相生堂の所、それから、伊那下神社、江奈2、小学校等々の所に避難路の入口の整備という形で照明灯の整備をさせていただいたものでございます。

○2番（福本栄一郎君） この緊急避難路の整備工事ですけれども、これは区から要望が出て、私が一般質問でやって、原材料支給だったら区で対応する、それ以外の出来ないところは町で対応するという町長から確か答弁を得ているわけです。

実際簡単な既設の道路でしたら生コン支給でも・・・、確かに宮内もやりました。ですけれども、それ以外に昔の農作業道路がかなりもう崩壊している所があるんです。そういった場合は、区としては対応できない。ですから、勢い町へと頼ってきて、町でやってくれる。工事入札。これは、面しているところはほとんどいま避難路、新年度から避難タワーの予算をあげてくれているようですけれども、いわゆる避難路、山の近辺に住んでいる人たちは、避難タワーに行けない人たちについては、区から要望が出ていると思うんです。こういった形で、いわゆる土木工事ですよね。ですから、これが工事請負費で使ってくるという形で、いま現在区から出ている要望書ですか、それは何件あるんですか。

○総務課長（金刺英夫君） 正式に文書でいただいておりますのは、1カ所ですか、あと、口頭でいただいている所もございますので、それらの予算的なものは新年度で一部対応しているところでございます。

○2番（福本栄一郎君） わかりました、新年度で区から出たのは、いろいろな支障を来さないことでしたら、積極的にやってもらいたい、いわゆる人命救助ということですから、それを主眼において、しかも民心の安心・安定を図るためにも積極的にやってもらいたいということを一

つ要望しておきます。

それで、監視カメラは先ほど棚田の上というんですけれども、海との距離が非常に遠いですよね。まつぎ荘だったら海のすぐ近く、岩地も近く、雲見もくじら館ですから、すぐ近くですけれども、棚田の上からではかなりの距離があると思いますよ。私はカメラの技師ではないですけれども、焦点距離とか何とかということで、ちょっと場所的には不都合だと私は思うんですが、その辺の考えを1点と、それから、入札差金と総務課長は言いましたけれども、トータルでどれだけあるかわかりませんが、個別に見ますと、津波監視カメラは確か当初予算では1000万円、300万円の不用額が出たと、緊急避難路整備工事も200万円、これは、予算書全体に言えることですが、トータルで500万円の不用額が出ると、この辺について、予算の執行が悪いのか、予算計上の見積りが甘いのか、その辺をお聞かせください。

○総務課長（金刺英夫君）　まず、1点目の津波監視カメラのズームの関係ですか、こちらにつきましては、一応確かに議員がおっしゃるとおりかなり距離が離れているものですから、その辺は私どもも心配はしてけれども、現状ズームすることによって石部漁港が見渡せることから、津波の判断もできるだろうというふうなことで判断させていただきました。

ただ、石部の場合は、かなり地形的に石部の集落全体を俯かんして見渡せるという所が、山が途中で邪魔をしたりということがあったりして、なかなか場所選定に苦労した所でございますが、最終的に若干遠くても、全体の見渡せる棚田の上でというふうな判断をさせていただきました。

それから、全体的な予算の見積りの関係でございますが、それぞれ一応当初予算で計上させていただく時には、やはりそれなりの積算をさせていただいた中で、要求をさせていただいております。この入札差金大きいというようなところにつきましては、業者間の競争力と言いましようか、そういった結果ではなかったかというふうに考えております。

○2番（福本栄一郎君）　総務課長のおっしゃることはわかります。業者間の競争ということは、これは町長の執行部の方ですから、入札の執行の方法は議会が何とも言えないです。予算を可決する、それくらいしか権限はないです。実際は町長の権限ですよ。

私が言いたいのは、担当課として、これだけの差金が出るということについては、非常に甘いんじゃないか、執行率うんぬんじゃないですよ。その辺の考え方はいかがなものでしょうか。

仮にこれが、予算差金が500万円出たならば、要望が・・・、例えば、津波監視カメラが4カ所、だったら、もう2カ所、3カ所、安全をやるために付けたらどうなんですか。この予算を消化するために。これは町長の考え方でしょうけれども、不用額は流せ、いいよではなくて、要望

を、区長会なら区長会で要望書をはかって、要望が出なかったら町で積極的にこの予算 300 万円を消化するつもりで、松崎を 2カ所、岩地 2カ所、石部・雲見も 2カ所くらい、この予算を消化したらどうですか。

それから、緊急避難路整備工事についても区長会に投げかけて、新年度に回すよりも、一日も、今日来てもいま来ても不思議ではないわけです。この天災というのは。

だったら、新年度に回すよりも・・・、なぜこの予算が付いた 200 万円を消化する、その気構え、心構えがなぜなかったんですか。その辺をお伺いします。

○総務課長（金刺英夫君） 現状的に新たな要望がこの予算内で収まれば、それは考えられたかと思えますけれども、ちょっと金額的にこの金額で収まりがつかないという面もあったり、期限的なこともございまして、諸々に判断して、最終的にはこのような形にさせていただいたところでございます。

○議長（斉藤 重君） ほかにございませんか。

○7番（関 唯彦君） 17 ページの寄附金について、お伺いします。

この寄附金は、違法とわからず取ってしまったのか、それとも、違法と後で感じているのか、その辺をお伺いします。

○町長（齋藤文彦君） 違法ではないと思っています。

○7番（関 唯彦君） 違法ではないということですね。ということは、これからもずっとこれを続けていくという形ですよ。

例えば、この前一般質問の時にも言ったんですけれども、2007 年 6 月 9 日、朝日新聞夕刊の社会面に出ています。「自治体が住民に寄附を割り当てて、強制的に徴収することは、地方自治法で禁止されている。税の徴収と同じことを法的な根拠なく行うことになるためだ。総務省自治財政局」というふうに、言葉はつないでいくんですけれども、これも出ています。

それから、豊中町というところは、もう地財法の第 4 条の 5 で割り当てること自体も禁止、しかも、強制的徴収の中には、やらないよというようなニュアンスをするだけでも違法ですよということで、割り当てるのも禁止、強制的に徴収することも両方とも、どこか一つ当てはまれば禁止だよというはっきりした法解釈をしている市町もあるんですよ。

そういう観点から、どうもこれは違法ではないかなと思いますので、もう一度お伺いします。本当にこれは違法ではないんでしょうか。町長。

○町長（齋藤文彦君） 違法ではないと私は思っています。

○議長（斉藤 重君） ほかにございませんか。

○3番（佐藤作行君） 35ページの幼稚園費をちょっとお伺いしたいのですが、147万8000円の減額ということで、臨時雇賃金、中川園・岩科園それぞれ70万円、80万円で大体のお金になる、150万円ということです。これはどういうことかということと、あと、もう1点ですね、4園時の総経費、それから、2園になってからは大体どれくらいになるか、どれくらい幼稚園費が縮小できたかというのをちょっとお伺いしたいと思います。

○教育委員会事務局長（山本秀樹君） まず、幼稚園費の臨時賃金の関係ですけれども、2園統合がされまして、先生の方も5人、3人というような分かれ方をしました。

そういう中で、生徒も、例えば、中川園につきましては、少ない園児でいたところに大量の松崎からの園児が行くとか、ほかの園との子どもたちと常時共存するというような環境になるという中で、それなりの子どもに対する目を多くした方がいいだろうというようなことで、臨時的な観点ということで、補助員の増という形で予算等を行いました。

ところが、我われが予想していたよりも子どもたちの方の順応ができていまして、通常の5人、3人の先生方プラス、中川園については、松崎と同じような体制の2名の臨時、岩科につきましては、1名の臨時という中での対応で出来まして、それで、臨時補助員分の増額というのが結果的には使わないで済んだというような形になります。

中川園につきましては60日程度、それから、臨時の2名の職員につきましても、時間給という形での勤務になりましたので、期末手当等の支給がなかったというようなことから、それぞれそういう70万円と80万円の減額になったと。

なお、岩科園につきましては、プラス、バスの添乗の臨時分をみていました。ところが、バスの添乗につきましても現在いる先生方と、あと常勤の臨時の方ですね。そういう方で朝少し早く来て対応しますというような形の中でやったものですから、バス用に措置した臨時分も減ったということで、岩科園の方は80万円の減という形になっているというようなことでございます。

いずれにしても、思ったより子どもたちの順応ができていまして、臨時の方の支出が必要無くなったというようなことになります。

それから、経費的には、園の経費というのは、ほとんど先生方の・・・、いまちょっと手元に資料がないのですが、先生方の費用が一番、人件費が一番主なもので、その8名の先生方というのは特に変化はありません。

その他の経費ということで、前に2園当時、資料として出した中でいくと、そのほかの経費ということで、確か300万円くらい事務的経費が軽くなると、人件費自体は変わらないものです。

から、事務的経費だけで確か300万円くらいは軽くなるというようなことだったと思います。

○1番（藤井 要君）　いまの佐藤議員の関連になりますけれども、なんかバスの通学か何かに先生方が付き添っていると、これは例えば、朝早く出て、残業手当とか、これだと思っていないから、サービス残業か何かになる、そんな関係は大丈夫かなということですが、そして、労務管理の問題、何回も、毎日、週5日ですか、そんな関係で大丈夫ですか。

○教育委員会事務局長（山本秀樹君）　これにつきましては、一応先生方にここにきてもらって、役場に来てもらって、バスが来て、園バスに乗って一緒に雲見の方へ行って、それでやってもらうというようなことになりまして、大体通常の勤務時間より1時間くらい前に来てもらいます。ただ、その分終わりを早めるというような対応で、現場の方でシフトしてもらいまして、そういう形で対応はしてもらっております。

○10番（鈴木源一郎君）　産業建設課にお聞きします。

31ページ、委託料で、町道山口雲見線設計業務委託のマイナス315万円というのがありますね。これは、どういう設計をしようというふうにして、どういう結果が出て、どういう315万円の減額というふうになったということですか、説明をいただきたいと思います。

なお、山口雲見線の用地の見通し、用地買収はどのくらいの状況で進んでいるわけですか。このごろはずっと説明がされていなくて、説明責任が果たせてないんじゃないかという感じがするわけですが、見通しなどの含めて説明をいただきたいというふうに思います。それが一つと、同じページですが、その下の下、治水対策ですか、工事請負費の1200万円の減額がありますね。これはその2階建て駐車場の付近の工事だろうと思うわけですが、あの工事が終わりなのか、まだ続くのかというようなことも含めて、これもこのごろあまり説明がされていないんじゃないかと思えますから、そこらの内訳と工事が減になった状況を説明いただいて、なお、見ていると、丸いパイプをかなりでかい径で、20センチから30センチあるような径のパイプと一緒に据えて、布設をしているわけですが、あれはどういうところのどういう仕掛けを・・・、まあ、洪水時に排水するんでしょうけれども、その説明もしていただきたいと思えます。

○産業建設課長（菊池三郎君）　最初に31ページの山口雲見線の315万円の減の関係です。これは、当初予算で315万円盛り込まれていただきまして、誠に残念ですが、そのまま全額削除という形でございます。山口雲見線につきましては、私どもは早く工事に着手できるように取り組んでいるところでございますけれども、当初、かかるには橋のあたりからかかるというのが予想されておりますので、いろいろ橋を造るにあたっては、いろいろ国の基準がありまして、



それが度々変わることがありまして、変わる度に、その変更を加えて設計業務を委託して、その内容を修正していくということであると、着手しないのに先にやってしまうと、また変更になると、国の方が変更するとまた変更をしなければならないということがあったものですから、はっきりとした見通しが立ったところで、この業務はやった方がいいという判断のもとに、減額をさせていただいたものでございます。

その用地の見通しにつきましては、大変私ども担当も頑張っ、県の方と一緒に交渉に努めております。残りあとわずかというようになっているわけですが、これも何回か議会のところでも説明したかと思うんですが、用地に非常にいま困難、なかなかうまくいかないというところに差しかかっている、残っているのが、そういう状態のところがあるということで、県と一緒に早くそれらを解決するために、早く事業着手するために努力しているということでご理解をいただきたいと思ひます。

それから、浸水対策の関係です。これは、23年度から現場着手し始めたわけですが、議会の現場視察等において、説明をしているところでございますけれども、この辺の松崎小学校からこの辺の役場周辺の浸水対策のために、仕事をしているわけですが、200のものは、こちらの水を向こうへ排水、ポンプで排水するための管をいけてあるわけですが、ポンプを2台設置しまして、毎分約8トンの水を放流できるというようなことで、いま取り組んでおります。

今後、新年度予算の関係もありますけれども、25年度をもって、その工事は完了できるのではないかといま見込んでいるところでございます。

○10番（鈴木源一郎君） 山口雲見線のマイナスの315万円ですか、これは、結局、説明したことは、いわゆる設計料は予算化したけれど、そういう事情があつて、執行しなかつたということの説明していたわけですか。そういうことですか。

それで、今は、あそこら辺、橋の近くの方で埋立工事なんかをやつたりしているわけですが、なんか精米所にするとか、しないとか。

あれの見通しもいま説明してくれましたように、用地がなかなか困難な所に差しかかっているということですが、買収の状況としては、登記をしなければあれでしょうが、登記の見通しまで含めて、用地の確保の見通しというのは立つには立つわけですか。あらかしきているという説明ですけど、そこらのことをもう少し説明をいただきたいと思ひます。

それから、こつちの治水対策ですが、治水対策は25年という、今年度のこの後でやる本予算でもう少し対応をするということですか。

それで、そのパイプが布設されている、その部分は当然どこかに集水枘みたいなものを置いて、ポンプも置いてアップしていくということになるんじゃないかと思えますけれど、どこにどんなものが出来ていくという計画なんですか。そこらを含めてもう少し立ち入って説明をいただきたいと思えます。

○産業建設課長（菊池三郎君） 山口雲見線の埋立工事につきましては、あれは個人が行っている仕事でございますので、私どもがこれとってコメントする必要はないかと思えます。

見通しの関係ですけれども、先ほどから申し上げているように、早期に工事が出来るように、県と一緒に用地交渉に努めているということで、県も予算を若干繰越しにしたりしておりますので、早めとにかく交渉を終わって、工事に着手したいということでございます。

先ほどの浸水対策の中で、1200万円の減の話をするのを忘れましたので、若干させてもらいたいと思えますが、先ほど福本議員からいろいろ1200万円のお金を余らすのではないよ。やっていくんだと、基本的には私もそういう考えで業務に取り組んでいるところでございますけれども、この1200万円につきましては、入札差金で、特にポンプ関係の中で半額くらいでポンプが入札で落札されたというようなことがありまして、この1200万円を使って今後前倒しで仕事をしたいという気持ちはあったわけですけれども、なかなか最終的なポンプと一体となったものをやらなければならないという状況がありまして、前倒し的に予算を消化するわけにはいかなかったという実情がございまして。

25年度予算に絡む話をせよということでございますけれども、これも議会の勉強会等でポンプの位置は、このセンターの前の所に設置して、向こうへと排水するというようなお話は何回かさせていただいているのではないかと思えますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（斉藤 重君） 暫時休憩します。

（午前10時10分）

---

○議長（斉藤 重君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10時20分）

---

○議長（斉藤 重君） 質疑を続けます。

○6番（土屋清武君） 先ほどの鈴木議員の質問に関連するわけですが、山口雲見線の関係ですけれども、鈴木議員の質問に対しての回答が、なにか橋の構造上の基準がはっきりしない、変わりそうだというような、それによって、設計に取りかかれないというように、私は聞い

たわけですけれども、そうではなく、橋を取り付ける現場の場所の関係なのか、その橋梁自身の構造上の基準が国の方から変わるというようなことで、設計ができなかったというのか、その辺をちょっと伺いたいと思います。

それで、この線の関係ですけれども、去年の6月の全協の時に文化財の関係が予定路線で、文化財関係の埋蔵が判明し、調査をすることが必要となったために当分の間、それが済まなければ工事着手できないということを説明を受けたわけですけれども、私もそのとおりだと思っているわけですが、その調査等についての状況はどうか。その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○産業建設課長（菊池三郎君） 大変説明がへたでご理解いただけない部分がありまして、申し訳ないと思いますが、橋の関係においては、構造上のことで、国の基準が、道路示方書というのがありまして、絶えず安全の基準ですとか、そういうのが変更になるものですから、それに見合った構造のものを造らなければならないということがございます。

文化財の関係の調査につきましては、前回ご説明したところですが、県の方で実施するという事になったわけですが、県の方が予算を繰り越しておりますので、4月以降に現場の方の調査に入るものと思います。

○8番（一瀬寿一君） 私は監査の方をさせてもらっているから、あまり突っ込んだ話はできませんけれども、2～3お伺いをしておきます。

先ほどOBの議員からいろいろとご質問が出たようですが、今回の最終補正ですね。これは減額補正ということで、年度末ですから精算的なこともあるわけで、これから事業ができるわけございませんが、本来、12月あたりに大体補正しておくのがいいんじゃないかな。この場に来て、事業予定なんて入るわけがない。

その辺は、各担当課長さん方は認識していると思いますが、この辺は、トップをいかに良くするか、悪くするか、社長を良くするか、悪くするか側近の連中がしっかりしなければ、私はだめだと思うわけで、この3600万円近くの減額補正になっていますけれども、これはこれとして、当初の予算の時、この後に予算が出て来るわけですが、その時の予算査定ですね。これは過大な見積りというか、どっちがいいのか、悪いのかというと、業者が、要するに、皆さんが骨を折って入札をさせて、差金が出てきた。これも大変いいことなんですけれども、当初予算で、もうちょっと精査をした予算づくりをしていただいた方がいいんじゃないかなと、この辺も1点申し上げて、これの回答をもらいたいと思います。

それと、18ページにあります各観光施設の入館状況が年々、年々落ち込んできています。そ

ういった中で、今後どういう手法でやっていくのか。今のままでいいのか、悪いのか、この辺もよく考えて、例えば、もうこの季節でとても無理だと思ったら、新しい企画、新しい感覚でやらないとだめなんじゃないかと、まだまだいっぱい歴史文化を探せば、たくさんあるんじゃないかと思うわけですが、その辺のこともご答弁願いたい。

それと、あとは、ここにふるさと納税というのがございます。200何万円出ていますが、よく松崎をPRしていくと、このあいだもローソンの社長のお母さんが松崎出身だということで、昨日町長も副町長もそんな話をしておりましたけれども、やはりそういう出所とといいますか、出身者のあれをよくみて、これは、私は静岡の方から実は電話をもらって、「一瀬議員、松崎では大変えらい人が出ていますね」と、「どこのどなたか」、「ちょっと私は場所まではわからないけれども松崎出身だ。そういう方にぜひふるさと納税をしてもらってはどうか」と即刻言われましたけれども、その辺も今後どういうPRというか、方法を取っていったら一番いいのか。その辺の3点を教えてください。

○総務課長（金刺英夫君）　まず、1点目の減額補正に対する対応といたしましうか、そういったご指摘をいただきまして、12月補正でもう少しというふうなお話をいただいたわけですが、今回議員がおっしゃるとおり、私どももそのような形で対応をさせていただきます。昨年の場合ですと、この3月最終補正で1億円からの減額補正というような状況でございましたけれども、前もって12月にできるだけ精査をしたというような結果でしょうか、今回3600万円の減額で済んだというような形になったと理解をしております。

それから、入札等に伴います見積りの精査ということでございますが、これにつきましては当然予算査定をする段階では、私どももその辺のことは充分注意をしておりますので、またさらに一層そういったことに注意を払いまして、対応をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○企画観光課長（山本　公君）　観光施設の入込状況も軒並み減ということでございまして、それに合わせて委託料の関係も減をさせていただいているところでございます。

東日本大震災から2年が間もなく経つわけですが、それらの影響あるいはいろんな東京スカイツリーですとか、新東名の開通ですとか、そんな状況も外部の要因としてはあるわけですが、町としても各施設に入っていただくために、当然セールスみたいなもの、あるいは特別展の開催あるいは体験事業の開催、いろんなものを各施設として、取り組みに加えてやっているとございます。

ただ、そうは申しても、施設単独ではなかなかいかない、伊豆への観光客を増やしていくとい

うような意味の中で、観光協会と連携した事業、あるいは伊豆全体の中で持つ伊豆観光推進協議会等々と連携して、観光の推進を図っていかねばならないと考えているところでございます。

それから、ふるさと納税の関係でございますが、今回6件で221万7000円ほど補正をさせていただきました。大口の方は100万円という方がございますけれども、平成20年の税法の改正によりまして、ふるさとに納税をしますと言いますか、寄附をするという形の中で、これまで進めてきているわけですし、24年までに30件800万円くらいのご寄附をいただいています、今年度を合算すると1000万円くらいを頂戴しているということで、町の一般財源の中に入れて、まちづくりに充てさせていただいているところでございます。

現在のところホームページ等でお願いをしたりしておりますけれども、あと、皆さんのお知り合いの方で都会に出ている方に声を掛けていただければ、それも一つのPRにもなりますし、いただいた方については、広報でご案内をさせていただいていますので、そういった形の中で、今後も引き続きご協力いただける方を募っていきたいと考えています。

○町長（齋藤文彦君） 2番目のことですが、松崎の町営の施設は軒並みマイナスということに私は非常に心を痛めているところでございます。

昔は振興公社推進本部というのがあって、そこに1人置いて徹底的にやったそうですけれども、今は施設管理者を1人置いてやっているわけですが、これを推進本部みたいに1人置きまして、新年度からは徹底して松崎も本腰を入れて・・・、本腰と言ったら申し訳ありませんけれども、やっていきたいと思っているところでございます。

○9番（稲葉昭宏君） いま、過大積算という状況は、いろいろ言われていますけれども、副町長、この過大積算の影響というのが、例えば、いろいろな工事にしろ、何にしろ、結局、業者の方に、例えば予算書なんかの情報が漏れることは充分にあるわけですね。何かそういうことはよく耳にします。そして、まだ予算ではこれだけあるじゃないかと、そういうことの影響。

もう一つは、いま町長が言っていたけれど、公社へと委託しているこの数字なんです、予算の時にだいぶこれはかなりの予算の過大ですね。これは最終補正ですから、精算的なものから、この数字は入館料なんかの数字は動かないと思うんですが、長八美術館なんかを見ても45パーセントの減になっているわけですね。そうすると、今度は振興公社の方はどうかという、公社の場合は委託を減額補正して、数字をどんどん、どんどんそれに近いような形で、追っていくわけですが、これ一つを見ても、委託料を260万円しか減額していないと、これは最終補正ですから、これが決算額という形になると思うんですが、そうしますと、これが

8パーセント、長八の場合、3330万円で委託している。そうすると、260万円しか落ちていない。これは、要するに、当初予算の時の数字というものは、あまりに甘いがために、結局、その委託料の数字というのも、公社あたりもだいぶ余裕を持って内部的にそういったものがあるんじゃないか、先ほど業者のことも言いましたけれども、それが及ぼす、過大積算が及ぼすそういう影響というのは、町にかなりのマイナス面に、むだなそういったものがあるのではないかという気がするけれど、その点は、副町長、どう思いますか。

○副町長（松本忠久君） 予算を見積もる場合、やはり工事なんかですと、標準の歩掛りみたいなものがありまして、それに基づいて、何㎡だからいくらになりますよという根拠に基づいて積み上げていくわけでございますけれども、結果的に入札をしたところ、競争原理が働いて、それが安くなるというような結果になっております。

例えば、車を買うのでも、定価200万円の車を買いたまうということで200万円の予算措置をして、見積もってくださいよという競争見積にすると、やっぱりだいぶ安くなるというようなことございまして、ただ、職員が執行伺を取る時に、定価100万円のものを予算が90万円しかないけれど、執行してよろしいかというような伺いは通らないわけで、あくまでも定価いくらに対して、予算がいくらあって、満額の執行でも買えますので、予算を執行させてくださいという伺いを町長のところに上げないと通らないということがありまして、よくそういうことになるわけでございます。

どうしても、そういう事務の流れの中で、のりしろと言いますか、そういう部分がないと執行できないという実情があるということをご理解をいただきたいと思っております。

それで、予算の内容が外に漏れるのではないかとございまして、予算書というのは公開が原則ですので、図書館に置いてありまして、どなたでもご覧いただけるということで、いま稲葉議員が心配されたような、そういうことありまして、以前、だいぶ昔の話ですけども、備考欄に何々工事いくらと書かない方がいいんじゃないか、その部分は書かないで置いて、件名だけ書いて置いて金額は議員さんの方にだけ別紙でお分けしたら、それで足りるんじゃないかというような議論もありまして、そういうことでやらせていただいた時代もあったように思います。

ただ、今はこういう形でやっております、公開が原則ですので、それはそれで、ぜひその中で、競争で頑張ってくださいよということで、やらせていただいております。

それから、公社の予算措置ですが、やはり、要するに、歳入と歳出というのはやっぱり釣り合いを取った予算にしなければならぬものですから、我われが「ぜひ頑張ってくれよ」と言っ

て、業績のアップを考えるということになりますと、やっぱり委託料も多くなる、経費も多くなるということで、それを、どこがいいラインかというのはなかなかわからないわけですが、25年度、新年度予算についてもちょっと担当の方と相談しまして、やはり現実には現実として受け止めていかなければまずいだろうということで、だいぶ前年度とはちょっと、厳しい査定をさせていただきまして、切るところは切っていますということでございます。

○8番（一瀬寿一君） 二人三脚みたいになって、稲葉議員が最初のあれを引き続いたものから。

一応観光の関係ですね。こちらの方も、例えば、長八美術館から中瀬邸に来る・・・、前にもやりました森文邸さんの所も町で買い上げをして、あそこもだいぶ人気が出ていると、その途中の観光協会の隣の近藤宅、あそこもなまこ壁が、あそこがメインというか、あの通りが非常にいいと、あそこらも今後考えて、第二の松崎くらいのことを考えないと、もう長八美術館も当初25万人から来たものが、今では3万人、2万人と下がってきます。何かもう少しイメージをアップするようなことも考えた方がいいんじゃないかと思います。

それと、先ほど稲葉議員の方から建設課長が退任するから最後のあれだと言ったけれども、私も一言ちょっと聞きたいけれども、要するに、星山線を・・・、この4月23日で1年になるんですね。あまりにも長いなど、だから、ああいうことはもっと早くやらないと。

これも繰越明許になっているけれど、早く解決してあげなければならないなど、私はそう思うから、一言だけでいいですから。

それと、もう1点ですね。関議員が言われた寄附金です。最後のこのふるさと納税の寄附金というのは、私もまったく違法ではなく、また、法律違反でもないし、寄附金ですからいいですけども、先ほど関議員が言った回答の法律違反ではないと言うけれども、今後どうするかということを一言どなたか回答願いたいと思います。

○産業建設課長（菊池三郎君） ご指名をいただきまして、誠にありがとうございます。

星山線の関係は議員がおっしゃるとおり早く我われも解決したいということで、相手と臨んできたわけですが、3月12日に1回目の調停の申立てが代理人によって行われます。早く解決できるように努力していきたいと思います。

○町長（齋藤文彦君） 分担金、負担金のことでありますが、私は関議員の一般質問にもう一度答えますけれども、分担金については、ご指摘の自治法と地方財政法で徴収することのできる旨の規定がされております。また、寄附金については、自治法第96条で負担的寄附について記されております。

現在町が行っている寄附金の考え方は、負担的な意味合いが強いものの、あくまでも任意的な寄附であるとしておりますので、法的な根拠はございません。ただし、当町における分担金の取扱い状況を確認しましたところ、平成元年までは、土地改良や農道等の大規模な事業については、分担金を徴収を徴していた経過がございました。やはり分担金について議会審議で議論があり、最終的に分担金、寄附金、指定寄附金等の現状を分析し、研究するとして、現在に至っているものと思います。

いずれにしても、寄附金、分担金の取扱いについては、再度内部で研究して、適切な対応をしてまいりますと私は答えたわけでございますので、このような感じで、違法とは思いませんので、このような感じで改善していきたいと思っています。

○企画観光課長（山本 公君） 一瀬議員から観光の関係で近藤邸を含めた周囲でということで、お話がありましたけれども、私どもの美術館だけではなく、それを伊豆文邸、近藤邸、中瀬邸というように、全体を含めた中で、観光を進めていくということで考えておりますので、その中でなまこ壁の整備があったり、ガイドの仕組みがあったりというようなことでございます。

また、蔵らさんにもかなりお客さんが来たりとか、テレビのロケの関係でお客さんも来ておりますので、そういうもの、あらゆるものを活用して、観光客に来ていただくようにしてまいります。

（発言する者なし）

○議長（斉藤 重君） 質疑がないようでありますので、これで質疑を終結したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（斉藤 重君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

○7番（関 唯彦君） やはり寄附金のところはどうか考えても、ほかの市町村のことを考えてもこれは違法にあたると思います。それを違法ではないという形で推し進める、入れている議案第21号 平成24年度松崎町一般会計補正予算（第5号）ですけれども、これに対して反対をいたします。

○議長（斉藤 重君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○9番（稲葉昭宏君） 私は、本案に賛成をいたします。



いろいろ質疑があったわけですが、これは最終補正で確定して、これがおそらく決算に近い数字で推移すると思うわけです。そういう点からいきまして、いろいろ中も精査をしていろいろ質疑もだいぶ充実した質疑が出ました。そういうことも参考にして、今後町政運営をしていっていただきたい。執行部の方にもそういう要請をいたしまして、本案に賛成をいたします。

○議長（斉藤 重君） これをもって討論を終了します。

これより議案第 21 号 平成 24 年度松崎町一般会計補正予算（第 5 号）についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（斉藤 重君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---